

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年6月10日（金）17:00～17:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会 常務理事 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-------------------------|
| 淵上 孝 | 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当） |
| 田中 義恭 | 文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 青木 由行 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 日向 弘基 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）の特例の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、定刻になりましたので、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日は、「公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）の特例の全国展開について」ということで、文部科学省に御参加いただいております。

なお、本日の時間でございますが、文部科学省が、この後予定があるということでございますので、17時から17時45分で時間厳守ということをお願いしたいと思います。

本日の資料でございますが、文部科学省から御提出をいただいております。扱いは公開ということでございます。また、議事要旨につきましても公開ということでございます。

それでは、本日の流れでございますが、まず、文部科学省から資料を御説明いただきまして、その後、先生方の質疑応答ということをお願いしたいと思います。

では、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをありがとうございます。

早速、文部科学省からお考えを御説明いただきたく思います。

○淵上審議官 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

この資料1、2ページ目は、これまでの2回のワーキングでの議論を私どもなりに整理をさせていただいたものでございます。先生方からの御指摘の部分と文部科学省の考え方というのを整理したものでございます。

まず、1ページ目の右列について、私どもの考え方についてございますけれども、国家戦略特区の特例措置につきましては、御指摘のとおり、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害がない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるといふ旨が閣議決定されております。この点、水都国際の中高につきましては、現時点では中高一貫校の最初の卒業生がまだ出ていないという状況、それから、公設民営ならではの卓越した教育成果が発揮されるとすれば、これからだろうということ、現時点ではまだ一定の期間が経過をしておらず、成果もこれからであるということ、私どもとしては閣議決定に基づいて全国展開を検討する段階にはまだ至っていないのではないかとこの考え方でございます。

三つ目の○でございますけれども、本件は設置者管理主義の例外という学校教育制度の根幹に関わる問題でございますし、また、本特例の創設時における国会等での相当な議論があったということを考えますと、私どもとしては全国展開に当たりましては、先行事例におけるしっかりとした成果の検証、また、全国展開のニーズ、また、それらを踏まえた中央教育審議会における議論が必要だろうと考えているところでございます。

先ほど水都国際につきましては、まだこれからだろうと申し上げましたけれども、愛知総合工科高等学校専攻科につきましては、既に卒業生も出ているという状況ですし、指定期間も2期目に入っているということでございます。これらのことと、これまでのワーキングでの御議論を踏まえますと、専攻科の全国展開ということにつきましては、愛知県の取組をさらに深く確認しつつ、併せて文部科学省としても全国展開のニーズの把握を検討してもよいのではないかと考えているところでございます。

ニーズの調査までは必要ないのではないかとこの御指摘もあり得るところではござい

すけれども、先ほど申し上げたこの制度の創設の経緯等も踏まえますと、特区という枠組みを超えて全国展開を検討するということでありますれば、これは法律事項でもございますので、改めてどのようなニーズに即して制度設計をしていくべきなのかということは、どのような立法事実を前提とするのかといったようなことも含めて精査・検討していく必要があるのではないかとというのが、私どもの考え方でございます。

2 ページ目でございます。水都国際の中高につきまして、評価の際の比較対象は一般の公立高校であるべきではないかとの御指摘でございますけれども、この制度は国家戦略特区で必要とされる人材の育成に資するために特例を認めるということでございますので、一般の公立学校ということではなくて、やはり国際的な人材の育成に力を入れて取り組んでいる学校というものを基本的に比較対象とすることが適切だろうと考えているところでございます。

私どもとしては、この制度は普通の他の私立学校ですとか、公立学校の創意工夫ではできない更なる教育を行っていくために、国家戦略特区という枠組みの中での特例であることを前提に認められているものだろうと考えているところでございます。この点は、資料の4 ページ目に参考として添付をしてございますけれども、当時の国会での御議論等を踏まえますと、将来的な全国展開に当たりましては、しっかりとした検証や整理が必要だろうと考えているところでございます。

また、リスクの問題も御議論をさせていただいてきたところでございます。リスクの問題につきましては、一般論として申し上げますと、リスクを最小化しつつ便益を最大化するということが一般的に考えるべき方向性だろうと思っておりますけれども、そのためにも、まずはしっかりとした成果の確認・検証ということが必要になってくるだろうと考えているところでございます。

2 ページ目の一番下のほうに、リスクをあらかじめ全面的に情報開示しておけばよいのではないかという御指摘もございまして、これは私どもとしては、このように情報開示をするということは学校や設置者自らが開示を前提として、リスクを最小化する方向で色々考えるのではないかということもあるだろうとも受けとめますけれども、そうした点を含めましても、現状においては、まだしっかり実行されている段階ではなからうという受けとめをしているところでございます。

資料の3 ページ目には、これまで申し上げてまいりました文部科学省としての考え方を簡潔にまとめているところでございます。現在、公設民営学校制度を活用していただいております2校につきましては、課題はあるものの弊害と表現するほど大きな運営上の問題はなく、特色ある教育を実現するために御尽力いただいていると認識をしております。

一方で、この制度は管理法人の交代・指定取消しなど、教育の継続性・安定性に関するリスクも伴うということで、仮にそうしたリスクが顕在化した場合には、学校の在校生の教育環境に大きな影響が生じ得るということでございます。

学校教育は、ここに書いてございますが、もう先生方も御案内のとおりでありますけれ

ども、単に学力を身に付けるということではなくて全人格的な発達・成長を保障する役割、また、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティーネットとして、身体的・精神的な健康を保障するという役割も大変大きなものがございます。そういった中で学校運営の継続性・安定性というものへのリスクは、できるだけ最小化するべきだというのが私どもの考え方でございますし、そうしたものをさらに上回るようなしっかりとした成果が確認できるということが大切だと思っております。

以上が、これまでの議論を私どもとして整理させていただいた部分でございますけれども、本日、また色々御示唆をいただければありがたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。まず冒頭、御説明は以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

今の御主張は、「特区の制度というのは支障がない限り全国展開する」という原則は、ここでは当てはめないで、もう一度振り出しに戻って全部一からやり直して検討したいというのが第1点。そもそも特区の制度にしたときに、それが問題になったのだが、それをもう一度検討し直したいという御主張です。

もう一つは、公設民営学校の教員は変わるリスクがあるから、そのことを入学前に情報公開するというのは、いずれかはできるかもしれないけれども、今のところは特にやる気がない。その代わりに、こういう新しい制度はリスクがあるからやりたくない、という2点が御主張の基本だったと思います。

さて、委員の方から自由な御意見をいただきたいと思えます。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 今、八田座長に整理いただいた論点とちょっとずれるかもしれないのですが、淵上審議官のほうで御説明いただいたもので、基本的に水都国際については、まだ確認ができていないけれども、愛知の工科高等学校専攻科については成果が確認できるような段階にあると、ですから、全国展開のためのニーズを調査するというのを考えたというようなお話があったと思って、それ自身は、そういう御発言は評価できるかなと思ったのです。

ちょっと私に分からなかったのは、愛知総合工科高等学校専攻科については、既に卒業生も出ているし、受賞しているとか、就職もきちんとしたところに就職しているとか、非常に大きな成果が上がっていると思うのですけれども、それは改めて全国展開するときにはニーズの調査が必要だというのが、ちょっと私はよく分からない。まさに文部科学省のペーパーの一番上に書いてございますけれども、閣議決定では特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害がない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させるというところの、これは一定期間が経過しというのもきちんと経過しておりますし、特段の弊害もないということですし、それから、成果も上がっているということですから、これはニーズの調査などと言わずに、これはもう早急に全国展開に入っていただく必要があるものではないでしょうか。

要はこういう条件が満たされたにもかかわらず、新たにニーズの調査が必要だということになると、どんどん追加的に事後的に条件が追加されていって、いつまでたっても何も進まないというような状況になると思うので、少なくとも今回の議論の発射台というのは、この愛知の工科高等学校専攻科については、すぐにでも全国展開をしていただくというような御検討を始めるというところを発射台にしたほうが、私はすべきではないかなと思うのですけれども、その点についてお伺いできればと思います。

○八田座長 淵上審議官、どうぞ。

○淵上審議官 貴重な御示唆をありがとうございます。

御指摘のように、愛知総合工科の専攻科につきましては、既に卒業生も出ておりますし、指定期間が5年を経過して第2ラウンドに入っているという状況もありますので、一定の期間が経過しつつあるということだろうと思います。私どもとして、やはり教育上の成果をしっかりと確認していく必要があるかなと思っておりますのは、先ほど来申し上げましたこの制度自体が導入された当時の国会等での御議論で、この仕組みでなければあげられない成果というのは一体何なのかというのが、相当鋭く議論されたという状況がございますので、この愛知総合工科の専攻科の取組の内容と、そこから出てきている成果というのをもう少ししっかりと確認する必要があるだろうとは思っております。

加えて、全国展開のニーズという点につきましては、この愛知総合工科の専攻科につきましても、やはり国家戦略特区という全体の枠組みの中でどういう人材を輩出するかということにひも付いての制度でございます。学校教育法の法律事項を触っていくこととなりますと、特区と同じような枠組みだけで全国化できるのかどうかというのは論点として出てくるかと思えます。工業系の高等学校の専攻科というのは全国に今20校程度しかないという状況もありますが、他方で、高等学校の専攻科というのは、他の分野の専攻科もあつたりします。そうしたことも含めて、そうしたところのニーズや法律事項として整理するとすれば、どんなことがあり得るのかといったようなことは確認しながら整理していく必要があるかなという思いでございます。

○中川委員 今、基本的には閣議決定の文書にありますように、特区で実験して成果が上がって、それで弊害がないのであれば、それは全国展開するということについて合意いただいているわけですから、そのようなことを早急に進めていただくべきではないか。少なくとも色々法律をいじるというのに当たって、色々な検討をしないといけないというのは、私は理解しているつもりですけれども、いずれにしても色々な条件を事後的に付け加えて時間がいつまでかかっても実行できないというような状態はおそらく避けられないと思いますので、とにかく時限を区切るなり何なりで、要は速やかに、これは全国展開をするということが必要になってくるのではないかなと思います。

○淵上審議官 よろしいでしょうか。繰り返しにはなるのですけれども、この導入時、国会等での相当な議論があったということでございますので、そうした状況も踏まえて検討をしたいと思えます。

○八田座長 「議論は国家戦略特区の中の位置付けでございます」という返事を下村大臣はしていらっしゃるのので、これは当然閣議決定に基づいた体制の下でやるということですよ。これは特区法の外では、メリットがない限りやりませんというお答えではなくて、特区法の枠の中でやりますというお答えですよ。

○淵上審議官 そのこの理解の仕方だと思うのですけれども。

○八田座長 そのように解釈すべきでしょう。

○淵上審議官 これは国会等での様々な議論を前提とした上での御答弁ですので、その前提からすれば、この枠組みについては、当時の国家戦略特区という枠組みの中でのみ、この新しい仕組みを認めるという答弁だと我々は理解をしております。

○八田座長 閣議決定と矛盾していますね。

ちょっと淵上審議官のお時間がないようですから、他の方、どうぞ。

○落合委員 今の八田座長がおっしゃられた参考として付けていただいた部分についてです。この部分は、文科省としてどういうことをおっしゃりたいということで引用を付けられているのかということです。また、それぞれの御発言をどのように解釈されているのかをお話したいと思いますが、いかがでしょうか。

○淵上審議官 それぞれの御発言というのは、下村大臣の御答弁ということですか。

○落合委員 そうです。強調などを付けられているので、それ自体に意図があって付けられているのではないかと思いましたので、それを含めてお伺いしたいということです。

○淵上審議官 最初の前段のやりとりは、元々平野議員からの質問に対する答えとしてお答えいただいているわけです。平野議員の御質問の趣旨はここにあるとおりですけれども、基本的に設置者管理主義というのが大前提であるわけだけれども、これを分離するというのは理解しがたいと、特区だから何をやってもいいということにはならないのではないのかという御指摘に対して、下村大臣からは、普通の他の私立や既存の公立学校でできるものであれば、そういうことは認めないのだということで、普通の他の私立や既存の公立学校ではできない部分については、例外的に国家戦略特区の中で認めていこうという御答弁がこの前段の趣旨だと理解をしています。

下段の義家議員からの御質問というのは、このアンダーラインございますように、国家戦略特区法の趣旨に応じて特例を認めるという前提があるわけですから、構造改革特区でもどんどんこれを作っていく、あるいは日本中に民営学校を義務教育段階も含めて行っていくという方針ではないということをお断りいただければという問いに対して、これはおっしゃるとおり、国家戦略特区法の中での位置付けでございますので、あくまでもその範囲の特例でありますということで、当時の特区の枠内でこの制度を認めていくということに限定している趣旨だろうと私どもは理解しているところでございます。

○落合委員 ありがとうございます。

引用された内容からすると、前半の部分については、特区でこういった仕組みを入れること自体について創意工夫が必要なものがあるので、こういうものができている必要があ

ると御説明をされているだけだと思います。また、下段の部分については、当然このときの改正に基づいて、直ちに構造改革特区でいきなり全国展開をすることはないことを約束してくださいということを御質問されているということであって、将来的なことを一切何があってもということまでは、そもそも質問でも言われていないと思われま。その時点では、いきなり全国展開をするということであれば、これはここの質疑の議論に反するということだとは思いますが、将来的なことまでは当然、約束はなかなか難しいことだと思いますし、そこまでは議論されていないのではないのでしょうか。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 今、八田座長、落合委員、中川委員がおっしゃられたことは小生も全て同じ考え方でございます。基本的に議論のプロセスの中でこんなことがあったということより、それらの議論を踏まえて閣議決定され、そして、ルールが決まっていたわけですから、その決まったルールに照らしてどうするかということは今議論すべきであって、このプロセスがこうだったから、こんなことがあったからということをごとさら反対の理由に明示するという点に関しては、多少釈然としない部分があるなと感じております。それについて、お考えがあれば教えていただきたいと思。います。

それから、もう1点、確かにリスクをデメリットが上回る云々と色々評価のことをおっしゃっていらっしゃいますが、それは文部科学省として客観的に皆が評価できるKPIを元々ちゃんと示していらっしゃったのか、当初、スタートするときは何をKPIとされていたのか。そのKPIの一つ一つに対してどうだったのかという個別具体的なことが示されていないような気がいたします。その辺に関してはいかがでございましょうか。

○八田座長 それでは、落合委員と阿曾沼委員、両方に対してお答えをお願いします。

○淵上審議官 最初の落合委員の将来的なことまでは言っていないのではないかという御指摘でございますけれども、この国会での議論の前提として与党内での審議のプロセスがございました。その中で、やはりこれは学校教育制度の根幹に関わる設置者管理主義ということをごとするのかという議論であるため、限定的に認めるのだという議論がございました。その延長線上でこの国会審議があるということですので、少なくともこの時点においては、これ以上広げるという前提での議論ではなかったと理解をしております。

それから、阿曾沼委員の御質問で、プロセスがあったからどうかという御指摘でございますけれども、先ほど来、プロセス論を申し上げて恐縮でございますけれども、これは学校教育法の法律を変えていくという法制度に関わるものになりますので、当然、法律を変える以上は与党のプロセスも要りますし、国会での御審議も要ることになります。そうしますと、前回のプロセスでどうだったのかということをご前提として考えなければ、作れるものも作れないというのが実情かと思。いますので、私どもとしては前回のプロセスをしっかりと踏まえた上で、それでもきちんと乗り越えられるという状況を作っておく必要があるかなというのが1点目でございます。

それから、2点目のKPIということでございます。元々制度として作ったときに、私どもとしては特別なKPIをつくるという立場にいなかったかと思っておりますので、そういうものを設けているわけではありませんけれども、ただ、これもプロセス論になりますが、当時どういう経緯でこれを認めることになったのか、これは与党内、国会内でそういうことになったのかと言いますと、ざっくり申し上げて、この仕組みでしかできないことというのは一体何なのかということが最も大きな争点だったと思っております。

通常の公設公営の公立学校ですとか、私立の学校でも様々な創意工夫ある教育活動が行われている。そういう中で、この学校教育制度の根幹に関わる部分を変えてまでやらなければならない理由は何なのかということが鋭く問われてきたところでございますので、この仕組みでしか出せていない成果というのが何なのかというのを確認する必要があるかなと思っております。

その上で、具体的に申し上げれば、私どもとしても考えなくてはいけないと思っておりますのは、教育のアウトカム、子どもたちがどのように育ったのか、あるいはどのような力を身に付けたのか、また、社会に出てどのような活躍をしているのかといったようなことは少なくとも確認する必要があると思っておりますし、それから、それに向けてのインプットがどうだったのかということや、学校運営面での支障がないかといったような経営の継続性、全体の体制がどうかといったことは確認が必要ではないかと思っております。これはこの特区の成果ということのみならず、最終的に制度設計をしていくという上では確実に必要になることでございますので、そういう意味でもしっかり確認をしておく必要があるかなと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、原委員、何かありますか。

○原座長代理 先ほどから淵上審議官がおっしゃっているのは、特区から広げない前提で議論がなされていたのだということを言われているのですが、これは全く間違いです。特区法はそもそも制度として特区から全国に広げるための仕組みなのです。もし、国会審議の過程で広げるべきではないと、特区法の基本的な仕組みどおりに広げるべきではないという結論が出ていたのであれば、それは特区法ではない形で広げられない特定の地域に限定した法律にして出し直すべきだと、そうされていないわけですから、制度的に広げるという仕組みでやったわけです。

文部科学省は法令と閣議決定に基づいてお仕事をされないといけないわけなので、是非同じ方向を向いて、これをどうやって広げていくのか、確かに大変なのかもしれませんが、どう調整をしていくのか、同じ方向を向いて是非やっていただけるといいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○八田座長 八代委員、お願いいたします。

○八代委員 原委員と基本的には同じわけですが、では、淵上審議官は具体的にどういう条件があれば全国展開できるのかということをもうちよっと明確にしていきたいと思

います。公設民営は、公立ではできないことしかダメなのだと思いますが、それでは教育の多様化のメリットということを全く無視されているわけです。公立だっていいところは一生懸命やるわけですが、そうでないところもある。だからそういう公設民営という形を採って、普通の公立でも経営者が変わることによって新しいことができるという多様性が一つの狙いなわけです。多様性というのが全くないということでもいいのかということが、ちょっと私の疑問です。よろしく願いいたします。

○八田座長 お願いいたします。

○淵上審議官 どういう条件があればというのは、現時点で具体的にお示しできるようなものを持っているわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、この特区という中で、この特区に照らしてどういう人材を育成するのかということが元々あったと思います。そして、この制度でなければ出せない人材、できないことといった辺りを確認する必要がありますかなと思います。

それから、学校運営の多様化ということでありましてけれども、おっしゃるように多様化というのは一つの大きな論点だと思っております。ただ、多様化にはデメリットというものも当然存在し得るわけですので、そういうことができるだけないような形で進めていく必要があるかなと思っておりますので、そういう意味でも、しっかりと成果を検証した上でやっていく必要があるかなと思っております。ただ、いずれの委員の先生方の御意見も大変ありがたい御示唆だと思っておりますので、しっかり受けとめたいと思っております。

○八田座長 時間がないということですので、先ほど原委員が言われたことと中川委員が言われたことが関係していると思いますので、もう一度伺いたいと思います。

原委員は、特区の法令に基づけば、全国展開するのが当然ではないか、特区制度では特別に大阪のためだけ、愛知のためだけに法律をつくったのではないのだから、そのことは当然踏まえていただくべきではないかと指摘された。

それから、中川委員は愛知のケースではもう全ての条件を満たしているのではないかと、これについて弊害もないし、法律的にはこれを拡大するのも時間の問題としては十分たっているのではないかと指摘された。それに対して、淵上審議官がおっしゃったのは他分野でのニーズを調べたいというわけです。基本的にこの法律の趣旨としては、弊害がある場合には、それはよしましよと、そうでない限りは広げましようということなのです。ニーズを全部また調べ出すということは、特区の趣旨と全く違うと思うのです。要するに改革をどんどんやろうと、今までできなかった法律を作っていこうということですから、せっかく特区ができて弊害なく実施されたにもかかわらず最初からやり直すということはありません。弊害がないのならそのままやりましようというのが元々の精神ですから、それをやるべきではないかと思えます。

お二人の意見を合わせるとそういうことになるのではないかと思えますけれども、最後にその辺についてお話を伺いたいと思えます。

○淵上審議官 1点目の特区の法律そのものの考え方ということでございますけれども、

冒頭に御説明をさせていただきました、私どもの考え方として書かせていただいておりますけれども、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させるとなっております。先ほど来申し上げておりますように、これまでの経緯を踏まえたと、特段の弊害のない特区の成果についてということの成果というものを私どもとしてはしっかり検証しながら進めていかないと、やはりこれまでの議論に耐えられないと思っておりますので、その成果をしっかりと見ていこうということでございます。

それから、ニーズの調査でございます。先ほど御説明が不十分だったと思います。工業系の専攻科は20個あるわけでございますけれども、まず、そもそも工業系の専攻科でどういうニーズがあるのだろうかということはもちろん、同一の分野でも確認をする必要があると思いますし、また、制度を作るということになりますと、他の分野でも専攻科がある以上、そういうところにも展開できるような制度にするべきなのかどうなのかといった意味で、ニーズの調査はしていく必要があるかなと思っております。

十分なお答えになっていないかもしれませんが、いずれにしましても今日いただいた御意見はしっかり受けとめて、また考えていきたいと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 3点です。

まず一つは、今おっしゃっていただいたニーズの調査の制度化に当たってということです。制度化の前提というより制度の内容と受け取れましたので、一つ前向きにお答えいただいたように感じております。

もう1点は、経営権が変わることによる弊害が大きいのであれば、そもそも同じことが私立学校でも起こることであると思われまます。そういう場合、私立学校においては、なぜそれが禁止されないのかということがよく分からなかったもので、その点について教えていただきたいと思っております。

最後に、成果については、成果を確認するという自体、その言葉自体の意味は分かるのですが、成果は何かということが定義できないと、結局その場になって、またこれが成果なのか、もしくはあれが成果と議論になってしまって、議論がかみ合わなくなってまいりますので、当初の議論にさかのぼるなどして、成果の指標は何かというのを定めていただき、具体的な中身を明らかにしていただかないと議論にならないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

以上、3点です。

○八田座長 お願いいたします。

○淵上審議官 御指摘ありがとうございます。

2点目と3点目だと思いますけれども、2点目の私立学校の仕組みにつきましては、ちょっと完全でないかもしれませんが、私立学校には基本金を設けておかなければい

けないという仕組みがございますので、基本金を最終的に、急に変わるということはない仕組みになっているわけです。その中で、仮に経営陣が変わるという中では、基本金で存続をさせていながら教員の先生方の継続雇用といったようなことが行われていくのだろうと、思っているところでございます。

それから、成果の指標ということは御指摘のとおりだと思います。私どもとしても、先ほど少し申し上げましたけれども、教育のアウトカムですとか、教育のインプットですとか、あるいは学校運営上の考え方といったものが大きく考えられると思いますけれども、そういったものは必要に応じてしっかり御相談しながら作っていただければと思います。

○八田座長 一般的に言うと、教育の成果、こういうことの実験の成果というのは、新しい制度をつくったときに、そこに入ろうという需要がきちんとあったということが成果だと思います。それは誰が外で評価するのでもなくて、入学をする人たちが選ぶということが重要で、それが誰も入ることはなかったといたら、やはり成果がなかった。入ったら、その後、どんな成績、偉い人になっていくのか、偉くならないなどというのは計りようがないですから、それはそうなるだろうと思って教育のメリットがあると思って入っているわけですから、ちゃんと入ったということで、もうおしまいだと私は思います。

そろそろ時間になってきましたが、他に御意見はございませんでしょうか。

○落合委員 先ほどの淵上審議官のお答えを伺って、私立学校でそういう基本金のお話があったと思います。それで対処できているということであれば、制度的に対応できる手法自体は存在するわけですので、経営に係る変更があるというだけでリスクに対応できる制度化ができないわけではないのだと思います。

以上です。

○淵上審議官 参事官から補足させます。

○田中参事官 参事官の田中でございます。御指摘色々ありがとうございます。

今ほどの私学の件でございますけれども、もし制度化するというのであれば、もちろんリスク軽減策は講じなくてはいけないということだと思っております。

その上で補足させていただきますと、私立学校を安定的な制度でできるように先ほどの基本金等もでございますけれども、実際に経営者や理事長などが変わることは確かに時々ございます。ただ、そのときに教職員が丸ごと入れ替わっているかということは基本なくて、教職員が残った上で理事長なり理事なりが変わっていくということがございます。

結果として教職員が少しずつ変わっていくということは実際にあるかと思っておりますけれども、学校が倒れるということよりも、実際に子どもたちに接している教職員が、仮に経営権が変わったとしても一気に入れ替わるということは通常はないということでございます。指定管理の場合は仮に健全経営だったとしても、他の学校法人に次は委託して、そうすると、教職員が丸ごと変わってしまう可能性が高い。これも何らかの方法でリスクを軽減することは考えなくてはいけないという御指摘は、そのとおりだと思っておりますけれども、現時点ではなかなかその妙案が完全には浮かんでいないところでございます。

○八田座長 やはりリスクをきちんと知らせる必要があると思いますけれども、それ以上に、大学の経営に関する情報をきちんと公表させる必要があります。外の人にそれが分かるようにする。利用者にとっての良し悪しを文部科学省が決めるのではなくて、利用者が分かるように情報公開を文部科学省の力で義務付けるということが必要なのではないでしょうか。

そろそろ時間になってまいりました。最後に一言おっしゃりたい委員はいらっしゃいますでしょうか。

淵上審議官、どうぞ。

○淵上審議官 今日、また改めて色々な御示唆もいただいたと受けとめております。るる申し上げましたけれども、この導入時に国会等のプロセスで相当な議論がございましたので、今日の御示唆を踏まえて、どういうことが考えられるのかということは、引き続き私どもとしてもしっかり考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして今日のヒアリングを閉会したいと思います。よろしく御検討をお願いいたします。